

まちづくりニュース

令和8年1月

発行：大門・本町通りまちづくり委員会

1. 大門・本町通りまちづくり委員会第13回総会が開催されました。

大門・本町通りまちづくり委員会第13回総会が令和7年4月24日（木）、18時30分からカダーレ内2階会議室2にて開催されました。議事は以下の通りに進行されました。

第13回 総会

日 時 令和7年4月24日
午後6時30分～
場 所 文化交流館カダーレ内

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 来賓紹介
4. 議事
 - 1) 令和6年度 事業報告
 - 2) 令和6年度 決算報告
 - 3) 会計監査報告
 - 4) 令和7年度 事業計画案
 - 5) 令和7年度 予算案
 - 6) その他（まちなかフェスタ決算報告）
5. その他
6. 閉会

大門・本町通りまちづくり委員会

（1）令和6年度事業報告

事務局より報告され、承認されました。

（2）令和6年度決算報告

事務局より報告されました。

（3）会計監査報告

小松監事より会計監査は、適性であったとの報告があり、令和6年度決算が承認されました。

（4）令和7年度事業計画案

事務局より報告され、承認されました。

（5）令和7年度予算案

事務局より報告され、承認されました。

（6）その他（まちなかフェスタ決算報告）

菅野委員長より、令和6年6月30日に行われた「停車場栄町線裏尾崎工区完成記念式典及びまちなかフェスタ」決算書について報告がありました。

本事業は由利本荘市からの補助金を受けて、実施され、決算書は由利本荘市商工振興課に提出し、市の承認を受けております。補助金は7月14日に50万円が交付されました。なお、補助金は決算後交付となるため、一時立替払いにより事業を実施しました。

予算額と決算額で金額の変更のあった主な点について説明が行われました。

収入の部のクーポン券収入ですが、当初予算額が40万円に対し、決算額は50万円となりました。これは、キッチンカーや出店、フリーマーケットで使える、1,000円で1,200円分利用できるクーポン券の販売をしたことによるもので、長田建設様からの10万円のご協賛により、当初予定の400枚から500枚を作成し、全て完売いたしました。

一方、支出の部では、一部未使用的クーポン券があったため、換金額は598,400円となりました。また、記念品については関係者との協議の結果、賞状のみとし記念品代を他の用途へ充当しました。袋詰め企画については、軽トラ市への参加者事業者数の関係から協賛金は5万円となりました。

各種お問い合わせ先

- 地区計画・まちづくり協定は 由利本荘市 建設部都市計画課 Tel0184-24-6332
- 県道の保守整備等に関しては 由利地域振興局 建設部企画建設課 河川・道路建設チーム Tel0184-25-4545
- 補償などについては 由利地域振興局 建設部用地課 用地・管理チーム Tel0184-22-5437

2. 地区計画 垣又は柵の構造の制限について

大門・本町通り周辺地区では地区計画により下記の条項が定められています。

【垣又は柵の構造制限】

1. 店舗・事務所

都市計画道路「停車場栄町線」に面して垣又は柵等の工作物を設置しないものとします。

但し、建替えが発生しない場合において、駐車場等が都市計画道路停車場栄町線に接している場合には、以下の通りとします。

- ・乗り入れ口は、敷地間口の2分の1以下とする。
- ・乗り入れ口以外は道路境界から0~80cmの間に垣又は柵を設置し、街並みの連続性を確保する。

なお、出入り間口が4m以下となる場合は、本規定の適用を除外とする。

2. 住宅

都市計画道路「停車場栄町線」に面して垣又は柵を設置する場合は、商店街に馴染む形態とする。

3. 専用駐車場

都市計画道路「停車場栄町線」に接する専用駐車場では、乗り入れ口以外の部分に垣又は柵などを設置し、街並みの連続性を確保する。

4

垣
・
柵
等

駐車場等は垣・柵等により連続感を図る

- ・住宅で垣や柵等を設置する場合は、商店街に馴染む形態とします。
- ・専用駐車場では、乗り入れ口以外は垣や柵等を設置して街並みの連続性を確保します。



地区計画の目的について

これらの地区計画は、通りの全体の景観の統一を図るとともに、歩行者の安全性を確保し、落ち着きのある街並みを形成することを目的としています。

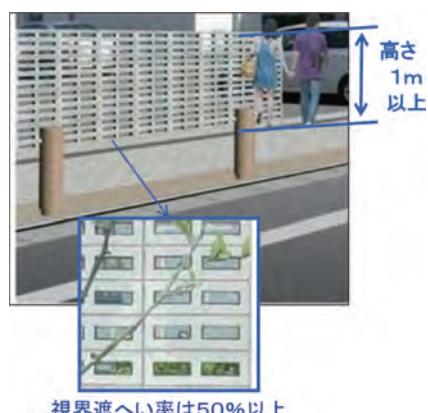
大門・本町通りの道路整備完了から約1年半が経過し、その間、数か所において垣や柵の設置にご協力をいただきました。一方で、今後も措置が必要と思われる箇所が残っている状況です。

委員会の皆様におかれましては、今後のまちづくりの取り組みにあたり、改めて本地区計画について共通認識を持っていただければ幸いです。垣や柵の設置が必要となる可能性があるとお心当たりのある方につきましては、内容や適用条件の確認のため、下記までご相談下さいますようお願い申し上げます。

地区計画・まちづくり協定に関するお問い合わせ先
由利本荘市 建設部 都市計画課 TEL0184-24-6332

まちづくり協定の主な内容

- ・垣又は柵などは、高さ1m以上としてください。
- ・視界遮へい率は50%以上としてください。



諸事情により、まちづくりニュースの発行が遅くなり、申し訳ございません。